

梯川水系流域委員会規約(案)

第1条(名称)

本会は、「梯川水系流域委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

第2条(目的)

委員会は、「梯川水系河川整備計画(国管理区間)(以下「整備計画」という。)」策定後の、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容を点検した結果について意見を述べる。

- 2 委員会は、整備計画の変更が必要となった場合には、河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。
- 3 委員会は整備計画に基づく事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

第3条(委員会の組織及び委員等)

委員会は、国土交通省北陸地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

- 2 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。
- 3 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。
- 4 委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。
- 7 委員会の招集は、局長より委任された金沢河川国道事務所長(以下「事務所長」という。)が行うものとする。
- 8 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 9 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

第4条(情報公開)

委員会は原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

第5条(事務局)

委員会の事務局は、金沢河川国道事務所に置く。

第6条(規約の改正)

本規約の改正は、委員会の委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第7条(雑則)

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員

会に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、令和2年 月 日から施行する

梯川水系流域委員会 委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
いけもと りょうこ 池本 良子	金沢大学理工研究域地球社会基盤学系 教授	
おぐま ひとし 小熊 仁	高崎経済大学地域政策学部 准教授	
すずき ひろゆき 鈴木 洋之	石川工業高等専門学校 准教授	
たきもと ひろし 瀧本 裕士	石川県立大学 教授	
たにぐち けんじ 谷口 健司	金沢大学理工研究域地球社会基盤学系 准教授	
つじもと てつろう 辻本 哲郎	名古屋大学大学院 名誉教授	
なかむら こうじ 中村 浩二	金沢大学 名誉教授	
やままえ けいすけ 山前 圭佑	小松市文化財保護審議会 副会長	
わだ しんじ 和田 慎司	小松市長	

(50音順、敬称略)